

用語解説

※日本語(50音順)⇒数字⇒アルファベットの順で作成しています。

用語	説明
か	
外郭団体	国や地方自治体などの行政機関の外部にあって、行政機関と連携を保ちながら、その活動や事業を助ける団体のことです。財団法人、社団法人、株式会社など形態は多様ですが、行政機関から出資を受け、あるいは補助金を交付されるなど財政的な援助や、職員の派遣による人的援助を受けることもあります。
会計年度任用職員(制度)	地方公務員の臨時・非常勤職員の適正な任用と勤務条件を確保するために、令和2(2020)年4月から施行される「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」により創設された制度のことです。期末手当等の支給が可能になるなど、非常勤職員の待遇改善が図られています。また、会計年度任用職員は補助的な業務に従事し、会計年度内に限って任用することとされています。
外部委託	業務や機能の一部または全部を、外部の企業や団体などに委託することです。アウトソーシングともいいます。
過疎債	過疎地域自立促進特別措置法により過疎地域に指定された市町村が、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債のことです。
合併算定替え	合併した市町村に対する国の支援措置の一つで、普通交付税の算定の特例のことをいいます。合併後の普通交付税の算定において、合併年度とこれに続く10年度は、合併前の区域をもって存続した場合に算定される額の合計額を下回らないように算定することとし、その後5年度は段階的に縮減されます。
合併支援措置	国や県からの補助金や特例措置をはじめ、市町村合併に対する財政的な支援措置のことをいいます。国の支援措置として、合併準備経費に対する補助金や特別交付税での措置をはじめ、建設事業の実施や基金造成に有利な合併特例債が活用できること、また、普通交付税額の算定の特例(合併算定替え)などがあります。県の支援措置としては、合併準備経費や合併後の施設整備などに対する補助金などがあります。
合併特例債	合併した市町村が、まちづくり推進のための新市建設計画に基づいて実施する公共施設の整備や地域振興のための基金の積立事業に対して借入する市債(地方債)のことです。合併年度とこれに続く15年間に限り、借り入れることができ、元利償還金の70%が普通交付税で措置されます。
基金	地方自治体が条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持、または資金を積み立て、または定額の資金を運用するために設置する財産・資金のことです。
起債	地方自治体が公共施設や道路、水道、下水道などの整備のために、長期(1年以上)にわたって資金(地方債)を借り入れることをいいます。
行政資源	自治体等が所有する「ひと」「もの」「かね」といった有形財産と「情報」といった無形財産の総称のことです。
緊急防災減災事業債	大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備や、大規模災害に迅速に対応するために緊急に整備する必要がある情報網の構築、津波対策のための公共施設の移設等の事業のために創設された地方債のことです。元利償還金の70%が普通交付税で措置されます。
繰入金	市の基金を取り崩して一般会計や特別会計の歳入に入れたり、財源が不足した会計の資金を補うため、他の会計から繰り入れる資金のことをいいます。

用語	説明
か	<p>経常収支比率 市税、地方譲与税、地方交付税など毎年経常的に入ってくる歳入の総額(経常一般財源総額)に対して、人件費、扶助費、公債費など経常的に支出される経費の総額(経常経費充当一般財源)が占める割合です。数字が小さいほど自由に使える資金が多いことを表し、大きくなるほど臨時的な経費に回せる資金が少なくなり、財政の硬直化が進んでいることを表します。</p> <p>減債基金 市債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金です。</p> <p>公営企業会計(制度) 地方自治体が経営する、水道事業、自動車運送事業、鉄道事業や病院事業等の企業が、その経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉の増進に向けて運営されるよう、一般会計等とは異なる、民間企業の会計基準に近い形で財務諸表等を作成する制度のことです。</p> <p>公共施設の長寿命化 公共施設の定期的な点検を行い、建物の不具合が拡大する前に、適切な処置を行うことで、建物の性能、機能を確保しながら、耐用年数を伸ばすことをいいます。</p> <p>公共施設再配置計画 将来にわたり持続可能なサービスを提供するため、全ての公共施設等の有効活用を基本としつつ、本市の身の丈に応じた施設保有量の実現や将来に向けた施設の方向性を示すことを目的に策定した計画です。</p> <p>公債費 市債の元金・利子や一時借入金の利子を支払うための経費です。</p> <p>公民連携(PPP) Public Private Partnershipの略。公共団体と民間が連携して公共サービスの提供を行う事業方式のことです。PFI、指定管理者制度、包括的民間委託等はこの中に含まれます。</p> <p>国立社会保障・人口問題研究所 人口・経済・社会保障の関連等について調査研究を行い、福祉国家に関する研究を具体的な政策に結びつけることを目指す厚生労働省の附属機関です。</p> <p>公共施設等運営権制度(コンセッション) 利用料金の徴収を行う公共施設について、公共施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する運営方式のことです。</p> <p>コンビニ窓口収納 税金や公共料金などの代金を納める方法の一つで、コンビニエンスストアが料金徴収を代行することをいいます。制度に対応した納付書により、コンビニエンスストアでの支払いが可能となります。</p>
さ	<p>債権管理条例 歳入の確保による財政健全化と市民負担の公平性を確保するためには、市が保有する債権をより一層適正に管理する必要があることから、市の債権について必要な事項を定め、市の債権管理の適正化を図ることを目的に平成27(2015)年3月に制定された条例のことです。</p> <p>財政調整基金 年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てる基金のことです。</p> <p>再任用職員(制度) 定年等により退職した職員の知識や技術を市の業務に活用していくとともに、段階的に引き上げられている公的年金との接続のため、1年以内の任期を定め、改めて職員として採用する制度のことです。この制度は、平成11(1999)年に公布された「地方公務員法等の一部を改正する法律」によるもので、平成13(2001)年4月1日から施行されました。</p> <p>サンセット方式 予算等に一定期間の期限を設定し、その期限を過ぎたら自動的に廃止する方式のことです。</p> <p>市債(地方債) 地方自治体(市)が公共施設や道路、水道、下水道などの整備のために、長期(1年以上)にわたって借り入れる資金のことで、いわゆる市の借金をいいます。</p>

用語	説明
さ	<p>施設分類別計画 公共施設再配置計画を進めていくための4つのアクションプランの一つで、施設の分類ごとに建物の状況や施設の稼働率、提供しているサービス、施設設置の経緯や市の施策との整合性などから、今後の取扱い、方向性、優先度を個々の施設ごとに示す計画です。</p> <p>実質公債費比率 地方自治体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の一つで、地方税・普通交付税など、毎年度経常的に収入される財源（標準財政規模）のうち、一般会計の公債費と公債費に準じたもの（特別会計・企業会計の公債償還に対する繰出金など）を含めた実質的な公債費相当額に充当されたものの割合を示す比率です。18%以上になると地方債の発行に許可が必要となり、25%以上になると一部の地方債の発行が制限されます。</p> <p>指定管理者 公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業や財団法人、NPO法人、市民グループなどの法人・その他の団体に包括的に代行させることができる制度です。</p> <p>社会保障費 医療・介護の自己負担分以外の給付額や年金の受給額など、社会福祉の制度によって地方自治体等から市民に給付される金銭・サービスの額のことで。</p> <p>周南市人材育成基本方針 「周南市まちづくり総合計画」で目指す将来の都市像「人・自然・産業が織りなす 未来につなげる 安心自立都市 周南」を実現し、住民の福祉の増進につなげるため、市民に信頼され、地域のために高い成果を上げる活力ある組織を目指して、それを担う職場のあり方と職員の育成について、その方向性を示したものです。</p> <p>受益者負担 地方自治体等が、特定の利益を受ける個人などに負担を求めることです。公共施設等の利用者から使用料を徴収したり、一定の地域の住民が使用する施設について、維持費や建設費用の一部を負担する場合があります。</p> <p>将来負担比率 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における健全化判断比率の一つで、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。</p> <p>使用料・手数料 市の施設の利用や特定のサービスに対する対価として徴収するものです。公民館や市営住宅の使用料、住民票や所得証明発行の手数料などがあります。</p> <p>職員提案制度 平成20(2008)年度にスタートした周南市の制度で、職員が日々の業務を行う中で感じたまちづくりや市民サービス、事務改善に結びつく事柄を、職場の枠を超えて提案する制度のことで。</p> <p>人事評価制度 人事評価制度は、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を評価する制度であり、任用・給与・分限その他の人事管理の基礎となるツールの1つです。評価の過程における評価者と被評価者とのコミュニケーションの円滑化を図り、組織内の意識の共有化や業務改善等を行うことで、人材育成や組織の活性化、効率的な行政運営につなげることも目的としています。</p> <p>スクラップアンドビルド 行政等における膨張抑制の方法の一つで、組織や事業の新設にあたっては、同等の組織もしくは事業の廃止を条件とすることをいいます。</p> <p>スマート自治体 人口減少が深刻化しても自治体が持続可能な形で行政サービスを提供し続け、住民福祉の水準を維持し、職員を事務作業から解放して職員でなければならないより価値のある業務に注力し、ベテラン職員の経験をAI等に蓄積・代替することで団体の規模・能力や職員の経験年数にかかわらずミスなく事務処理を行える自治体のことをいいます。各自自治体で使用しているシステムを標準化することでRPAなどの横展開や共同購入を進め、コスト削減につなげることも想定されています。</p> <p>生産年齢人口 年齢別人口のうち、15歳から64歳までの人口で、労働力の中核をなす世代の人口のことです。</p>

用語		説明
さ	増嵩	分量・金額などが増えることをいいます。
た	第2次周南市まちづくり総合計画	平成25(2013)年9月に制定した周南市総合計画策定条例に基づき、将来展望のもとに自主的かつ総合的なまちづくりを計画的に進めるため、まちづくりの長期的な目標から具体的な事業計画までを明らかにする、市の最上位計画のことで、基本構想は平成27(2015)年度からの10年間を計画期間とし、基本計画は、平成27(2015)年度からの5年間を前期、令和2(2020)年度からの5年間を後期の計画期間としています。
	滞納処分	租税債権の強制実現手続きを総称するものであり、納税者等が自主納付しない場合に、債権者である市が自力執行を行うための強制換価手続きのことで、
	地域別計画	公共施設再配置計画を進めていくための4つのアクションプランの一つで、「施設分類別計画」間での調整により「優先的に再配置に取り組むべき施設」が立地する地域において、公共施設の再編・再配置をテーマとして、地域住民と協力して策定に取り組んでいく計画です。
	地方公会計制度	地方公会計制度とは、「現金主義・単式簿記」によるこれまでの地方自治体の会計制度に「発生主義・複式簿記」の企業会計的要素を取り込むことにより、資産・負債などのストック情報や、現金主義の会計制度では見えにくいコストを把握し、自治体の財政状況等をわかりやすく開示するとともに、資産・債務の適正管理や有効活用といった、中・長期的な視点に立った自治体経営の強化に資するものです。
	地方交付税	地方自治体間には財源の格差があることから、その不均衡を調整して、どの市町村に住んでも一定水準の行政サービスが受けられるよう、国税5税(所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税)の一定割合が国から交付されます。地方交付税には、一定の算式により交付される普通交付税(26年度:全体の95%)と災害など特別な財政事情に応じて交付される特別交付税(26年度:全体の5%)があります。
	長期修繕計画	公共施設再配置計画を進めていくための4つのアクションプランの一つで、いわゆるハコモノ施設などを対象に、「予防保全」の考えに基づき、建物の状況等について診断などを実施し把握した上で、「公共施設の長寿命化」を推進する計画です。これにより効率的な施設の維持管理、コストの縮減と更新費用の平準化を目指します。
	長寿命化計画	公共施設再配置計画を進めていくための4つのアクションプランの一つで、道路や橋りょう、上下水道施設等のインフラ施設について、適切な維持・修繕を実施することで長寿命化を図りつつ、安心安全に使用するために策定する計画です。
	転貸債	自治体以外の者へ貸し付ける費用に充てるため発行した地方債のことで、
	トータル人事システム	周南市人材育成基本方針で目指す「職員像」「職場像」を具現化するために、「採用」「能力開発」「評価」「異動・配置」「処遇」「職場環境」の6つの取組を連動させ、効果的な人材育成や組織の活性化につなげていく仕組みのことで、
	特別会計	特定事業の経理を一般会計の経理と区別して別個に処理するための会計です。国民健康保険特別会計や介護保険事業特別会計のように法律でその設置が義務付けられているものと、条例によって設置できるものがあります。
は	働き方改革	国が進める「一億総活躍社会を実現するための改革」のことで、少子高齢化が進む中でも「50年後も人口1億人を維持し、職場・家庭・地域で誰もが活躍できる社会」を目指すために、平成30(2018)年7月に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布されました。労働者が個々の事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現するために、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等を目指す取組のことで、
	平準化	業務や物事、財政的な負担などが特定の時期や資源に集中することを防ぐために、均一になるように調整することをいいます。

用語		説明
は	辺地債	辺地を有する市町村が、辺地の総合計画に基づいて行う公共施設の整備事業に係る地方債のことです。
	包括的民間委託	公共施設等の管理・運營業務について、性能発注方式によって一定の性能の確保を条件としつつ、運営方法の詳細は受託者に委ねることで、民間の創意工夫を生かした効率的な維持管理やサービス提供を行うことです。
ま	マイナポータル (電子申請)	政府が運営するインターネットでのサービスのことをいいます。行政機関が保有する特定個人情報やそのやり取りの記録の確認、子育てや介護をはじめとする行政手続、行政機関からのお知らせの受取りなどがパソコンや携帯端末から利用できます。
	マイナンバー制度	日本に住民票がある人全員に付番した12桁の番号のことをいいます。社会保障、税、災害対策の3分野で、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されます。
	マネジメント	有形資産や無形資産、行政運営上のリスクなどを適正に管理し、行政の運営効果が最適化となるようにする手法のこと。
や	遊休資産	市が所有する資産のうち、老朽化や所期の目的を終えたため使用や稼働を休止している土地や建物のことです。
	予防保全	建物などにおいて、不具合が発生する前に計画的な修繕を行うことで機能の維持を図る管理方法のことです。
ら	臨時財政対策債	地方自治体の財源不足に対処するため、特例的に発行できる地方債です。以前は国が交付税特別会計で借り入れて普通交付税として配分していたものを、平成13(2001)年度から、地方自治体自らが地方債として借り入れるようになったものです。一般的な地方債とは異なり、建設事業以外の経費にも充当でき、元利償還額の全額が普通交付税により補てんされます。
わ	ワーク・ライフ・バランス	働くすべての方々が、子育て期、中高年期といった、人生の各段階において、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のことです。
	2040年問題	2040年には日本の人口が約1億600人まで減少し、加えて高齢化率が36.8%まで上昇するという推計をもとに、日本社会が2040年に直面するとされる問題の総称のことです。
	AI (Artificial Intelligence)	人間が持っている認識や推論など知的ふるまいの一部をソフトウェアを用いて人工的に再現する人工知能のことをいいます。
	ICT (Information and Communication Technology)	従来のITを発展させた考え方で、情報通信やネットワークに関連するコンピューター技術の活用に着目する場合に用います。
	IoT (Internet of Things)	「モノのインターネット」と訳されていて、様々な物にインターネットの通信機能を持たせることにより、情報交換をし、相互に制御する仕組みのことをいいます。
	PFI 事業 (Private Finance Initiative)	公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う方式のことです。
	RPA (Robotic Process Automation)	コンピューターの操作をソフトウェア(ロボット)により自動化することをいいます。